

仕様書に対する質問・回答書

令和7年7月15日

業 務 名	岡山県警察本部庁舎ほか32施設で使用する電気の調達
-------	---------------------------

問1 弊社供給条件ではお支払期日は「支払義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

答1 令和7年7月3日回答分(1) 問3に対する回答のとおりです。

問2 遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の割合を乗じて算定して得た金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

答2 遅延利息については、契約書(案)第11条第2項のとおり、支払期限の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を請求することができるものとします。
なお、同額は政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第265号)第8条第1項に規定する額を適用するものです。

問3 消費税または一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。

答3 契約書に定めのない事項として、協議を行うことに差し支えはありません。

問4 仕様書や契約書(案)に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。
(弊社落札後、中国エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)

答4 お見込みのとおりです。

問5 契約保証金の免除を受けるにあたり、必要な書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。もし契約書の写し等が必要な場合、契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報(ホームページ画面抜粋等)をまとめた書類での代用は可能でしょうか。

答5 岡山県財務規則第155条第3号による減免の場合、過去2年間における当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする国又は地方公共団体等との契約実績を確認できる書類を落札

後に提出していただきます。

なお、提出書類は契約書の写しを想定していますが、上記内容が確認できるものであれば、自治体等のホームページに公開されている契約情報でも差し支えありません。

問6 弊社落札の場合、電気料金のお支払いは納付書か口座振替でご対応いただくことは可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。

答6 請求書が発行されるのであれば、対応可能です。
また、岡山県の指定金融機関は株式会社中国銀行です。

問7 警察本部庁舎、運転免許センター、機動隊庁舎別館につきまして、予備電力料金は基本料金とは別で算定させていただくため、『基本料金+電力料金+予備電力料金（力率考慮なし）』の料金方式になるように入札付属書に記載のある「基本料金単価」欄内にある「予備電源・予備線」欄を削除してもよろしいでしょうか。
また、メニューが他施設と異なるため単価を新たに設定してもよろしいでしょうか。

答7 仕様書3 仕様(2)のとおり、予備電力料金は基本料金の部分に記載してください。
また、新たな単価の設定は差し支えありません。

問8 上記問7に伴い、電気需給契約書（案）第2条に記載の契約金額の表につきましても、弊社落札の場合、警察本部庁舎、運転免許センター、機動隊庁舎別館の箇所を弊社の料金方式・料金形態に合わせて修正していただくことは可能でしょうか。

答8 落札後、契約者と協議の上、決定します。

問9 入札付属書の力率について、「注3 当該率」とは力率100%として算定しても良いか。

答9 令和7年7月9日回答分 問7に対する回答のとおりです。

問10 基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設ごとに単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。
また、可能な場合、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。

答10 令和7年7月9日回答分 問5に対する回答のとおりです。
また、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更することは可能です。